第1回横浜市知的障害者生活介護型施設指定管理者選定委員会議事録 議題 1 委員紹介 2 選定委員会の趣旨について 3 委員長選出 選定委員会の会議の公開について 4 施設の概要について 5 6 募集要項について 選定基準について 8 その他 平成19年11月29日(木) 午後4時30分から午後6時30分まで 日時 横浜市長津田地区センター中会議室 会 出席者 大溝委員、金井委員、沼尾委員、芳賀委員、矢部委員 (欠席なし) 開催形態 公開 6人 傍聴者 議 事 1 委員紹介 委員紹介(各委員挨拶) 2 選定委員会の趣旨について 資料「横浜市知的障害者生活介護型施設指定管理者選定委員会要綱」に基づき、事 務局から説明がなされた。 3 委員長選出 沼尾委員が全会一致で委員長に選出された。 4 選定委員会の会議の公開について 事務局から本日の会議は公開としていること及び他の選定委員会の会議の公開状況 等について説明。 次回以降、応募団体の評価、選定について審議する会議については、各委員の活発 な意見交換と自発的な評価の場を確保するとともに、応募団体への一定の配慮から非 公開とする。ただし、応募団体に対するヒアリングについては公開で実施することと された。 【審議・質疑】 大 溝 公開が原則であれば、なぜ非公開にするか、理由を明確にした方がい 委 員 他の選定委員会においては、各委員の活発な意見交換と自発的な評価を 事務局 確保するため、また、応募団体への配慮から、非公開としている。 なお、非公開とする場合は、その理由を明記するようにする。 ヒアリングと評価・選定については、日を分けて行うのか、それとも同 日に行うのか。 金 井 もし、同日に行う場合は、前半にヒアリングを行い、その部分は公開と 委

し、後半の評価・選定を非公開としたらどうか。

事務局

たい。

他の選定委員会の例では、ヒアリング・質疑応答を行い、その後委員に 評価を行っていただき、評価の部分を非公開としている。今回も同様とし

5 施設の概要について

資料「業務の基準」に基づき、知的障害者生活介護型施設横浜市つたのは学園の施設概要について、事務局から説明がなされた。

【質疑等】

大 溝 委 員	施設の維持管理について、合築施設と単体施設との違いはあるか。
事務局	施設の形態による違いはある。 ったのは学園は長津田地区センターとの合築施設で、長津田地区センターは既に指定管理者制度が導入されている。また、施設の維持管理に関する契約事務は、地区センターの指定管理者が行っており、その経費負担は、覚書に基づき床面積比により按分し、各施設が経費を負担している。ったのは学園の指定管理者は、按分比による負担分を地区センターの指定管理者へ支払うことになる。
沼 尾 委員長	定員は50名だが、在籍者数は何名か。
事務局	41名
沼 尾 委員長	(P. 4) 「5 その他指定管理者が行わなければならない業務の基準」のうち、「(5) 業務に関する自己評価」、「(6) 苦情解決制度に関する業務」、「(7) 第三者評価に関する業務」について、横浜市で物差しとなるようなものがあるか。 例えば、苦情解決のガイドライン等を横浜市で持っているのか。
事務局	横浜市のガイドラインがあるので、その基準に則って行ってもらうこと になる。
沼 尾 委員長	第三者評価についても同様か。
事務局	同様に、横浜市で基準を持っている。

6 募集要項について

資料「募集要項(案)」に基づき、事務局から説明がなされた。選定に関わる、 選定のスケジュール、応募書類等について審議。

【審議・質疑】

沼 尾 委員長	今後の選定委員会について、応募団体が3法人以下ならば第2回選定委員会のみを開催し、3法人を超える場合は、第2回と第3回の選定委員会を開催するということでいいか。 また、ヒアリングは実施するということでいいか。
各委員	異議なし。
大 溝 委 員	指定期間を10年とすることの定めはあるか。
事務局	指定期間を10年間とする旨を市会に報告し、了解をいただいている。他の福祉施設の多くは5年の指定期間だが、関係機関等からのヒアリングの結果、応募する団体においては5年間では安定した人材の確保が難しいとの意見があった。また、家族会から、安定した運営法人にできるだけ長くったのは学園の運営を続けてもらいたいとの要望があった。そのような意見を踏まえ、つたのは学園の指定期間は10年とした。

大溝委員	指定管理者が利用者の求めるサービスに答えられなかった場合、指定の解除にどう反映させられるかが定められていないのではないか。サービス内容が悪ければ指定の解除につながる等、指定管理者の提供するサービスの質を担保できるような仕組が必要ではないか。
沼 尾 委員長	8ページの「12 指定管理者の指定の取消等」にあるように、横浜市は 適時実績評価をすることができ、その結果が不適当であれば改善措置の指 示や是正勧告もできるため、これによりサービスの担保はされているので はないか。また、年度ごとに年度協定書を締結することで節目となるだろ う。 まずは10年間の安定的な運営を確保し、指定期間内で個別に対応してい けばいいのではないか。
事務局	指定管理者には利用者への満足度調査を実施してもらい、その結果を 持って改善点等の協議を行いながら、サービスの改善を図っていく。
大溝委員	応募法人に、3年以内に第三者評価を受けているか、若しくはその結果を提出してもらいたい。指定管理者の応募法人を判断する上で参考になるのではないか。 今回の公募にあたり踏み込むのが厳しいのであれば、次回以降に検討していただきたい。
沼 尾 委員長	第三者評価制度ができたのは何年前か。
事務局	3年前にできた。現在では、民間法人等も順次第三者評価を受けてい る。
大 溝 委 員	法人が行う事業がどう評価されているかは、選定にあたり重要だろう。
事務局	もし、第三者評価を受けている団体があれば応募書類に盛り込んでもら うことはできる。
沼 尾 委員長	貴重な意見なので、今回は盛り込めないかもしれないが、今後の公募の際はぜひ要件に入れるよう検討していただきたい。
事務局	了解。
大溝委員	選定委員が応募法人と利害関係者であった場合はどうなるのか。
事務局	選定委員会の要綱第8条にあるように、選定委員自らが関わる社会福祉 法人が選定対象になる場合は、その職を辞さなければならないことになっ ている。
大溝委員	自主事業について、事業収入や事業内容は指定管理者にお任せになるの か。
事務局	自主事業については、まずは横浜市と相談をしてもらい、横浜市が認めた事業を実施することになる。勝手に自主事業を実施し、利用者から費用を徴収することはできない。
大溝委員	自主事業の収入が全て法人の収入になることは疑問に思う。 つたのは学園の指定管理者として行うべき業務が本来業務となるので、 自主的な事業は本来は生じないのではないか。自主事業に本来事業がおさ れてしまう懸念があるため、自主事業についての基本的な考え方を整理し たい。

事務局	基本的には「業務の基準」がベースになる。ただし、つたのは学園の家族会からの要望については、「業務の基準」に反映していないため、応募法人には、要望のうち対応可能なものを自主事業として提案をしていただきたい。そして、提案された事業内容や費用設定等を、各委員に評価をしていただきたいと考えている。 なお、自主事業は、指定管理者と横浜市でその事業内容や利用者負担額について協議を行う。利用者にとって必要な事業かどうかの視点で、横浜市が認めた自主事業を行うため、つたのは学園で自由に自主事業を行っていいわけではない。
芳 賀 委 員	家族会からの要望内容は、応募にあたり公開するのか。
事務局	応募があった法人に家族会からの要望事項を配布する予定でいる。その上で、提案があれば法人に提案をしてもらい、それが自主事業の評価につながると考えている。
沼 尾 委員長	家族会からの要望への対応については、プレゼンテーションの一部として構わないのか。
事務局	構わない。
金井委員	応募法人が1法人だけだった場合は、公募を行うことについての競争は働くが、採点にあたっての競争は働かない。1法人の場合の評価はどのようになるのか。
事務局	応募の資格を満たしていれば、応募のあった1法人の採点を行う。評価の結果、よほど計画がずさんで実行性がない場合等は非該当ということもありうるが、現段階では何点以上が合格点という基準は設けていないので、内容の審査をした上で、その法人を選定することとなる。
大溝委員	一定基準を超えた法人でなければならないといったラインを設けるべきではないか。 例えば、選定基準の中で、この項目については最低限押さえてほしい項目を設けるのはどうか。
事務局	次第の8で選定基準について説明をするため、最低基準等については、 その際に議論していただきたい。
大 溝 委 員	応募書類の財務内容について、専門家ではなく委員が評価をするのか。
事務局	選定委員に判断していただく予定。
沼 尾委員長	財務状況を示す資料としてどのような書類の提出を求めるのか。
事務局	施設の財務状況がわかる書類及び法人の財務状況がわかる書類の提出を 求める。
金 井 委 員	ヒアリングは1法人あたりどの程度行うのか。
事務局	プレゼンテーションを30分、質疑応答を20分で考えている。
沼 尾 委員長	選定にあたってのスケジュールはよろしいか。
各委員	異議なし。

7 選定基準について 資料「募集要項(案)」 9ページの選定基準(案)に基づき、事務局から説明がな された。

【審議・質疑】

番磯・貝角	OF T
沼 尾 委員長	応募様式はダウンロードができるのか。
事務局	ホームページからダウンロードできるようにする。
沼 尾 委員長	先ほど議論に出た、応募法人に最低限超えてもらいたい必須項目についてはどうか。
大 溝 委 員	選定基準の「知的障害者を対象とした生活介護事業等の運営実績」は、 実績の有無で0点か5点になるということか。
芳 賀 委	付随する基準も含めると、0点か20点になる。もし実績がない場合は、 相当のハンデとなるだろう。
事務局	生活介護事業等の実績の有無で、20点の差ができる。これは、家族会から出た意見で、同種施設の運営実績がある法人に指定管理者になってもらいたいという意見を反映した。
沼 尾 委員長	財務状況と納税状況については、必須項目ではないか。
大 溝 委 員	財務状況は、自主事業の部分にも影響してくるだろう。 法人会計に関する書類の読込みについては、専門家の意見いただきた い。
沼 尾 委員長	参考意見として専門家の意見をいただきたい。参与として委員会に参画 する等何らかの方法でお願いしたい。
金 井 委 員	そこは、ぜひお願いしたい。基本的な見解として、専門家の参考意見が ほしい。
事務局	当日までに専門家(公認会計士)または健康福祉局内で法人の監査を行う部署等に意見を照会し、資料を提供する。
矢部委員	合格の最低点はどうか。
事務局	現時点では、複数の法人が応募した場合を想定した選定基準となっている。
大 溝 委 員	何%以上の得点を取ることを記載してはどうか。
事務局	今お示しした選定基準では、選定委員によって高めに採点したり辛めに 採点したりと採点の幅があることを想定し、点数による評価ではなく、順 位による採点方法をとっている。 1法人の場合の採点方法については、ご意見をいただきたい。
金 井 委 員	応募が1法人の場合であっても指定管理者として選定されないこともある旨を募集要項に入れたらどうか。
事務局	募集要項に記載することを検討する。
沼 尾 委員長	合格の最低ラインを定める必要はあるだろう。例えば、6割や7割という最低ラインを設け、委員の平均点で最低ラインを下回ったら選定団体から外すとするなど方法はあるだろう。

事務局	他の方法としては、最高点と最低点を除く3名の平均点で判断する方法も使われる。どの方法を使うかは、評価にあたって後日審議していただきたい。
大溝委員	各委員の採点を総点化するのではなく、順位により選定することで、委員間の極端な点差はなくなるだろう。 ただし、順位により選定する場合であっても、各委員が応募書類の審査やヒアリング後に、特に評価できる点等を議論することで、それぞれの採点に客観的な裏づけができるだろう。
沼 尾 委員長	応募法人のヒアリングと書類審査後に、評価できる点等を委員間で議論 した上で、採点する流れはどうか。 また、応募が1法人ではなく、複数法人だった場合でも、複数法人が一 定の基準に達しない可能性もある。
芳 賀 委 員	委員で評価できる点等の議論を行った上で採点するのであれば、ここで最低点を決めるのではなく、応募法人が出てきてから、その場で協議した方がいいのではないか。
沼 尾 委員長	募集要項に非該当となりうる旨を記載していただき、評価の細目については、後日評価にあたり協議するということでいいか。
各委員	了解。
金井委員	利用者のことを考えると職員は多い方がいいが、収支面を考えると職員 が多いと人件費が多くなる。 職員配置等の施設運営と収支状況のバランスの捉え方は難しい。
沼 尾 委員長	人件費をカットすれば、確かに収支の見栄えは良くなる。
事務局	採点にあたり、経費を抜きにはできないが、事業計画の中身を重視する ため、収支面の比重は小さめにしている。
沼 尾 委員長	この件については、評価の場で具体的に検討してはどうか。
各委員	異議なし。
大溝委員	家族会からの要望の扱いは、選定委員会でどのような位置づけになる か。 利用者ニーズの情報提供でいいか。
事務局	要望の多くは自主事業に含まれるため、自主事業の評価基準の参考資料としてお示ししている。
沼 尾 委員長	選定基準について、応募が1法人だった場合の取扱いについて修正をお 願いする。
事務局	選定基準は修正をし、修正版を委員へお送りする。

8 その他 ヒアリングについては、次回の第2回選定委員会において、応募団体が1団体で あっても実施することとし、第3回選定委員会で指定管理者の選定を行うことを確認した。ただし、応募法人が3団体以下の場合は、第2回選定委員会において、ヒアリングと選定を行うことをあわせて確認した。

決定事項

- 議題3について、沼尾委員が委員長に選出された。
- 議題4について、応募団体の評価、選定を行う会議は非公開、ただし、ヒアリン グについては公開することとされた。
- 議題6及び7について、募集要項(案)の内容が確認され、選定スケジュール、 選定基準等については、一部修正をすることとされた。 (修正点)
 - ・選定基準に、応募団体が1法人であった場合、選定委員会での審議の結果、選 定法人が非該当となる場合もある旨の記載を加える。
 - ・応募書類に、過去三年間の第三者評価の結果に関する書類を追加する。

なお、第2回選定委員会では、応募団体の数にかかわらずヒアリングを実施する こととし、第3回選定委員会で指定管理者を選定する予定とした(ただし、応募団 体が3団体以下の場合は、第2回選定委員会でヒアリングと選定を実施)。

- 会議資料 1 委員会名簿
 - 2 健康福祉局長選定依頼文
 - 横浜市知的障害者生活介護型施設指定管理者選定委員会要綱 3
 - 4 横浜市知的障害者生活介護型施設条例
 - 横浜市知的障害者生活介護型施設条例施行規則
 - 横浜市つたのは学園パンフレット 6
 - 7 募集要項(案)
 - 8 業務の基準 (案)
 - 横浜市つたのは学園事業概要
 - ※ 会議資料は、市庁舎7階健康福祉局障害支援課又は市庁舎1階市民情報センター で閲覧できます。

その他

- 本日の会議録の確認は、大溝委員と金井委員が行う。
- 第2回選定委員会は、平成20年2月5日(火)午後に開催予定。